

県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方版総合戦略）について

1. 国の動き

- ・ 国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」（以下「構想」という。）の実現に向け、デジタル技術の活用により、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしている。
- ・ 構想の実現を図るため、国においては、まち・ひと・しごと創生法（以下「法」という。）に基づく第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定。以下「国総合戦略」という。）を新たに策定し、今後の目指すべき方向性や必要な施策の内容等が示された。
- ・ 地方においては、法に基づき、国総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定・改訂するよう努めなければならないこととされている。

2. 対応

従来の島根創生計画の第1編（総合戦略アクションプラン含む。）にICT総合戦略を加えた全体を県の地方版総合戦略と位置づける。

（理由）

- ・ 県では、令和4年3月にデジタルの利活用による島根創生の推進などを目的にICT総合戦略を策定し、各分野でデジタルの利活用を進めている。
- ・ ICT総合戦略は、地域の社会課題の解決やデジタル基盤整備、デジタルデバイド対策など、国の方針に沿った基本的事項を盛り込んでおり、施策ごとの目標を設定し進捗管理を行うなど、地方版総合戦略に求められる内容を具備している。

